

**日本学術振興会
二国間交流事業
共同研究・セミナー**

平成 23 年度(2011 年度)分募集要項(2 月締切分)

平成 22 年 12 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、以下に掲げる国の学術振興機関(対応機関)と、学術の国際協力に関する合意に基づく事業を行っています。本事業は、個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者(若手研究者を含みます。)が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)」により申請を受け付けます。なお、詳細は「6. 申請手続」を参照してください。

2. 今回募集する国・対応機関・事業内容・採用予定件数・分野

地域	対象国	対応機関	事業内容	採用予定件数	対象分野
アジア	韓国	韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF)	共同研究	31 件(うち新規 26 件、継続 5 件)以内	数学・物理学、化学・材料科学、生物学、電気・電子・情報・機械、地球科学・宇宙科学、医学、人文・社会科学
			セミナー	11 件以内	
	ベトナム	ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: VAST)	共同研究	2 件以内	人文・社会科学及び自然科学にわたる全分野
ヨーロッパ	フィンランド	フィンランドアカデミー (Academy of Finland: AF)	セミナー	2 件以内	人文・社会科学及び自然科学にわたる全分野
	フランス	フランス国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche: ANR)	共同研究 (CHORUS プログラム)	7 件以内	人文・社会科学

※実際の採用件数は、本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況等により、上記の採用予定件数と異なることがあります。

※フランス (ANR) との共同研究は 3 年ごとに募集をしています。また、フィンランド (AF) との共同研究 (隔年募集のため平成 23 年度分の募集はありません) 及びセミナーは、平成 24 年度分より 9 月締切分として募集を行う予定です。

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の次の研究機関に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者。
 ※常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。

- ① 大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」(<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/kanList.do>)に掲載されている機関に限ります。

4. 要件

対象となる共同研究／セミナーは、次の要件を満たしている必要があります。ただし、相手国・対応機関により個別の要件がありますので、「16. 国別の注意事項」で確認してください。

事業内容 要件	共同研究	セミナー
我が国の参加者	我が国の大学等学術研究機関(3.の①～④の機関に限る)において研究に従事している者(当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む)	
相手国代表者	当該国の対応機関が所管又は対象としている学術研究機関に所属する研究者を原則とする。(「16. 国別の注意事項」参照。)	
参加者数	我が国と相手国の研究者のチームによって実施されるもの。	我が国と相手国の研究者が参加するセミナーであること。第三国からの研究者を含めることができるが、経費は支給しない。
期間	「16. 国別の注意事項」参照	1週間以内
その他	原則として、第三国への出張は認めない。(国際会議での当事業の研究成果の発表又はフィールドワーク等の場合を除く。)	我が国か相手国のいずれかの国内で開催されること。

※注意事項 ①申請は一対応機関につき共同研究もしくはセミナーいずれか一件限りとします。
 ②本募集による共同研究・セミナーの開始日において既に二国間交流事業共同研究に採択されている研究代表者は、同一対応機関との共同研究・セミナーには申請できません。

5. 本会支給経費(「16. 国別の注意事項」参照)

課題の実施に要する業務については、共同研究／セミナー代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。経費執行に関しては、本会の定める「独立行政法人日本学術振興会が行う業務委託契約の基準について」に従ってください。なお、本事業では委託手数料の支給はありません。

本会は、次の経費(特に注意書きがない場合は、我が国の研究者に係る経費)を支給します。

① 共同研究

外国旅費	共同研究目的地までの航空運賃、滞在費等*
国内旅費	我が国の研究者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張に係る経費 相手国研究者に係る経費**
研究費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費など

*相手国対応機関との取り決めによっては、相手国滞在に係る経費を相手国対応機関が支給する場合があります。

**相手国対応機関との取り決めにて定められている場合に限りします。

② 日本開催セミナー

国内旅費	本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る旅費 相手国研究者の日本滞在に係る経費*
開催経費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会・本会合及び整理会のための会議費、雑役務費、レセプション経費、エクスカージョン経費

*相手国対応機関との取り決めにて定められている場合に限りします。

③ 相手国開催セミナー

外国旅費	セミナー開催地までの航空運賃、滞在費等*
以下、日本国内で要する経費	
国内旅費	準備会、整理会(各1回以内)に係る旅費
開催経費**	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会及び整理会のための会議費、雑役務費など

* 相手国対応機関との取り決めによっては、相手国滞在に係る経費を相手国対応機関が支給する場合があります。

**本会合に係る開催経費は相手国の負担とし、本会は負担しません。

6. 申請手続

① 電子申請システム

申請は、ホームページ上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

② 申請情報入力時の注意

審査を実施する分野については、分科細目に対応する8領域のいずれかに区分されます。ただし、「総合領域」「複合新領域」に当たる細目(電子申請システムの案内ページ上「分科細目コード表」<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/saimokuList.do>)を選択した場合は、審査を希望する領域として、そのいずれかを選んでください。

③ 申請締切日

平成 23 年 2 月 22 日 (火)

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

7. 申請に際しての留意事項

- ① 本事業の申請にあたっては、相手国側の共同研究／セミナー代表者は本会の相手国側対応機関への申請が必要となります。相手国側共同研究／セミナー代表者は、「16. 国別の注意事項」に記載の対応機関の本事業担当者に手続きを確認の上、申請するようにしてください。
- ② 本会の「先端研究拠点事業」、「アジア研究教育拠点事業」、「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「日中韓フォーサイト事業」、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)」、「日独共同大学院プログラム」、「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」、「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」において、コーディネーター・研究代表者・主担当研究者・主担当教員・開催責任者となっている者(となる見込みの者)は、本事業の共同研究／セミナー代表者となることができません。
- ③ 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことのある共同研究／セミナー代表者は、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

8. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- ② その国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究又はセミナー開催を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- ③ 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- ⑤ 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【将来発展可能性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- 研究の発展に資する人的交流が期間中に行われること。(外国旅費・国内旅費の合計が経費総額の50%以上であることが望ましい。)
- 経費の額と用途が適切であること。
- セミナー開催においては、開催地が妥当であること。

※韓国については別途「16. 国別の注意事項」を参照してください。

9. 選考及び結果の通知

- ① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査に基づき、本会採用候補者を決定した後、対応機関との協議の上、採用／不採用を決定し、その結果を平成23年7月頃までに所属機関長に通知します。

- ② 不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。
- ・不採用 A(不採用の中で上位)
 - ・不採用 B(不採用の中で中位)
 - ・不採用 C(不採用の中で下位)
- ③ 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

10. 採用決定後の手続

共同研究／セミナー代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

11. 共同研究／セミナー代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 共同研究／セミナー代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- ② 共同研究／セミナー代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究／セミナーの研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

12. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。競争的資金等の適正な使用等については、[別紙\(「競争的資金等の適正な使用等について」\)](#)をご参照ください。

13. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会二国間交流事業(共同研究・セミナー)の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採択された共同研究／セミナーについては、代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題／セミナー名及び報告書等が本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

14. その他

- ① 本会は、共同研究期間中又はセミナー開催に係る派遣中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- ② 共同研究／セミナーの研究成果の権利の帰属については、両国の共同研究／セミナー代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。
- ③ 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

15. 連絡先

- ① 事業内容や募集要項についての問い合わせ
〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地
独立行政法人 日本学術振興会

研究協力第一課「欧米・オセアニア諸国との共同研究・セミナー」担当
電話:03-3263-1763、1932 (受付時間:祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX:03-3263-1673

地域交流課「アジア・アフリカ諸国との共同研究・セミナー」担当
電話:03-3263-2367 (受付時間:祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX:03-3234-3700

Email (共通) : nikokukan@jsps.go.jp

- ② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ
コールセンター フリーダイヤル 0120-556739 (受付時間:祝日を除く月～金 9:30～17:30)

16. 国別の注意事項

【韓国】

覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。セミナー開催経費は開催国が負担します。

種別	実施期間	本会支給経費総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者に係る経費	
			旅費	その他の経費		
共同研究	1年以上2年以内(平成23年7月1日に開始されること)	各年度あたり120万円以内。かつ、全研究期間に対して総額240万円以内。	外国旅費(航空運賃、日当、宿泊料)、国内旅費	研究費	—	
日本開催セミナー	1週間以内(平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は100万円以内。	国内旅費	開催経費	—	
韓国開催セミナー	1週間以内(平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は120万円以内。	外国旅費(航空運賃、日当、宿泊料)、国内旅費	準備会、整理会等に係る開催経費	—	

① 申請書類について

- ・申請書類は他の国の様式と異なりますので、注意してください。
- ・対応する韓国の研究者も、NRFへ申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効になりますので、注意してください。
- ・申請書に記載する情報が我が国と韓国とで異ならないよう注意してください。

② 継続申請について

継続申請とは、平成21年度に採用された共同研究のうち、今回の申請も両国の研究代表者及び主たる構成員が同一で、現在実施中の共同研究の成果を基に次の段階へ発展している課題を指します。この場合、申請書1ページ目の「継続」に○を付してください。

なお、継続課題については合議審査において「8. 審査基準」に加えて、①継続の必要性、②後日提出いただく直近の申請における「実施計画」と「共同研究報告書」の整合性が審査の基準となります。

③ 共同研究／セミナー代表者の義務

研究終了後又はセミナー開催後に提出する報告書は、日韓基礎科学合同委員会において報告されるため、必ず英文で作成し、提出してください。

④ NRFでの申請受付期間や、提出書類の詳細については、韓国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NRF 担当部局の連絡先>

Asia Team
 Directorate for International Affairs
 National Research Foundation of Korea (NRF)
 (Tel) +82 (0)2-3460-5704
 (Fax) +82 (0)2-3460-5709

【ベトナム】

覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

種別	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
			旅費	その他の経 費		
共同研究	1年以上3年以内(平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に開始されること)	各年度あたり250万円以内。かつ、全研究期間に対して総額750万円以内。	外国旅費(航空運賃)、国内旅費	研究費	来日研究者の滞在費、国内旅費、保険料	

- 対応するベトナムの研究者は、ベトナム科学技術アカデミー(Vietnam Academy of Science and Technology: VAST)所管の研究所等に所属する者でなければ、両国で採用されてもVASTからの支援を受けられませんので、ベトナム側研究代表者の所属機関等により経費の負担が可能であることを確認したうえで申請してください。
- ベトナムの研究者も、VASTに申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- VASTでの申請受付期間や、提出書類等の詳細については、ベトナムの研究者から下記連絡先へ照会してください。

< VAST 担当部局の連絡先 >

International Cooperation Department

Vietnamese Academy of Science and Technology (VAST)

(Tel) +84(0)4-3756-4607

(Fax) +84(0)4-3756-2764

【フィンランド (AF)】

種別	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
			旅費	その他の経 費		
日本開催 セミナー	1週間以内(平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は250万円以内。	国内旅費	開催経費	—	
フィンランド開催 セミナー	1週間以内(平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は250万円以内。	外国旅費(航空運賃、日当、宿泊料)、国内旅費	準備会、整理会等に係る開催経費	—	

- 平成23年度に限り、フィンランドアカデミー(Academy of Finland: AF)と本会はそれぞれ独自に審査・採択を行います。その為、AFと本会の双方に申請しても、いずれか一方の申請のみが採択される場合があります。なお、AF側の平成23年度募集は既に終了しています。

<AF 担当部局の連絡先等>

JSPS-AF Joint Seminar
 International Relations Unit
 Academy of Finland (AF)
 (Tel) +358(0)9 7748-8256
 (Fax) +358(0)9 7748-8241

【フランス (ANR)】 “CHORUS Program”

種別	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
			旅費	その他の経 費		
共同研究 (CHORUS プログラム)	1 年以上 3 年 以内(平成 23 年 9 月 1 日か ら平成 23 年 12 月 31 日までの 間に開始され ること)	各年度あたり 250 万円以内。 かつ、全研究期 間に対して総 額 750 万円以 内。	外国旅費 (航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	研究費	—	対象分野： 人文・社会 科学

- 国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche : ANR) との二国間交流事業は、ANR との合意により「CHORUS Program」と呼称しています。
- 対応するフランスの研究者も、ANR へ申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意して下さい。
- ANR での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、フランスの研究者から下記連絡先へ照会して下さい。

<ANR 担当部局の連絡先等>

Agence Nationale de la Recherche (ANR)
 (Tel) +33(0)1-7809-8083
 (E-mail) pierre-olivier.pin@agencerecherche.fr